

# 水土里ネット 井田川水系 土地改良区たより



みどり  
水土里ネット

豊かな環境を創造する



井田川合口頭首工

受益面積及び組合員数(令和3年4月1日現在) 受益面積／1,268.0ha 組合員数／1,623名

# ご挨拶



理事長

若林 博之

去年は、新型コロナウイルスが世界各国で感染拡大し、新しい生活様式、新しい仕事の仕方が求められる等、これまで経験したことのない一年でありました。

また、今年に入り、富山県内においては9日間も雪が降り続き、富山地方気象台では35年ぶりに1メートルを超える積雪を記録、農業ハウスなど農業施設の被害や、市内の用水路で死亡事故の発生、県内では用水路が溢れて床下浸水するなどの建物被害の他、雪かきに伴う人身事故が相次いだところでもあります。

こうした中にありながらも、このコロナ禍を国民一体となって乗り越え、いち早く克服することが現在の最重要課題と思われまます。

昨年9月に、当土地改良区の石戸用水維持管理委員会が、土地改良施設の有する多面的機能等、優れた維持管理活動を実践している団体に授与される「令和2年度とやま水土里賞」(富山県知事賞)を受賞されました。日頃から用水の維持管理活動に従事されているご苦労に対し、心から感謝申し上げるとともに、受賞のお喜びを申し上げますところであります。

また、昨年秋には、令和元年度に地域用水環境整備事業で着手した新田用水発電所の安全祈願祭と起工式が執り行われ、取水工等整備工事や水圧管路工事が完了しました。今年度は発電所土木建屋建築工事並びに除塵設備等製作据付工事を発注し、令和4年度の完成を目指し、現在工事が取り進められているところであります。

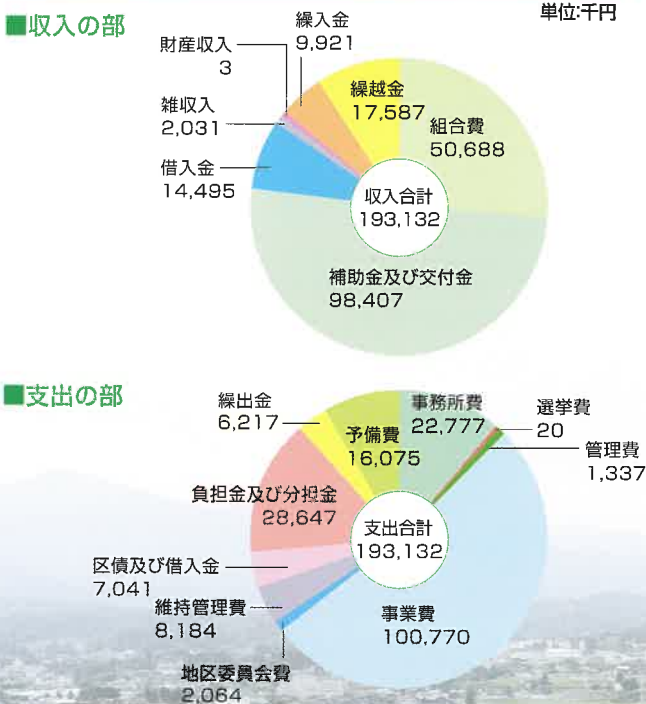
さて、農業農村を巡っては、人口減少や高齢化の進行、担い手不足、そして世界はいまだに新型コロナウイルス感染症大流行の渦中で、我々は生産基盤である農地と農村をしっかりと守り、後世に引き継いで行かなければなりません。

先ごろ、国は土地改良事業の今後5年間の指針となる新たな土地改良長期計画案を示しました。農業の成長産業化と農村振興の両面を重視し、農地の大区画化や水利施設の発電利用などを推進する内容であります。また、生産基盤の強化に向けてスマート農業の実践の加速化を打ち出し、生産コスト削減も引き続き設定し、これらに向けて区画整理や、排水改良などを進めるとのことであります。当土地改良区におきましても、基幹的農業水利施設の老朽化が進み耐用年数を超えている状況も発生しています。ただ、施設の維持管理を行う土地改良区は従事者の高齢化が進み、施設の維持管理に支障が出る可能性もあり、今後の管理省力化につなげる対策が必要であります。

今回の新型コロナウイルス感染症によって生産基盤が弱体化しないような対策が求められます。現在、農地も減り続け、生産基盤の強化は待ったなしであり、今こそ、このコロナ危機を教訓に食料・農業・農村や社会と経済の展望をしっかりと見つめ直す時期と考えられます。

皆様のより一層のご支援、ご理解を賜りますようお願い申し上げますとともに、今年1年、コロナに負けず、元氣でご活躍されますことをご祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

## 令和3年度 一般会計収支予算



## 令和3年度 特別会計収支予算

単位:千円

会計名	収入の部	支出の部
農地転用決済金	70,135	70,135
運営積立金	10,701	10,701
運営積立金井田川沿岸地区	8,230	8,230
運営積立金野積地区	3,391	3,391
石戸用水維持管理積立金	801	801
合口用水維持管理積立金	2,438	2,438
特別負担金保内地区	16,223	16,223
中山間地域総合整備事業積立金	5,897	5,897
福島地区管理会計	4,194	4,194
役員退任慰労積立金	2,134	2,134
職員退職給与積立金	4,719	4,719
発電事業合口用水	3,660	3,660
発電事業新田用水	334,885	334,885
<b>合計</b>	<b>467,408</b>	<b>467,408</b>

(令和3年3月21日総代会議決)

## 令和3年度 事業予定

### ■団体営地域用水環境整備事業(小水力発電)

新田用水地区……………	令和2年度繰越事業費	114,000,000円	
……………	令和3年度事業費	180,000,000円	
	合計	294,000,000円	
	内訳:工事費	285,500,000円	小水力発電施設
	測量試験費	8,300,000円	
	用地補償費	200,000円	

### ■団体営基盤整備促進事業(水利施設整備事業)

下新田2期地区……………	総事業費	225,000,000円(令和3年度~令和5年度まで3年間)	排水路整備	L=1,225m
……………	令和3年度事業費	52,000,000円		
	内訳:工事費	37,000,000円	排水路整備	湧水処理工
	測量試験費	15,000,000円		

### ■県単独農業農村整備事業

舘北部地区……………	事業費	7,000,000円	水路整備	L=150m
高熊地区……………	事業費	9,600,000円	転落防止柵設置	L=120m
保内地区……………	事業費	5,600,000円	水路整備	L=85m
水口地区……………	事業費	8,400,000円	水路整備	L=163m
室牧地区(緊急修繕)……………	事業費	1,500,000円	サイフォン修繕	一式

### ■市補助土地改良事業

千里地区……………	事業費	900,000円	農道整備
東布谷地区……………	事業費	770,000円	水路整備
高熊元村地区……………	事業費	750,000円	水路整備

### ■県営水利施設等保全高度化事業

高熊地区……………	令和3年度事業費(令和2年度繰越)	17,000,000円	電気設備更新
-----------	-------------------	-------------	--------

### ■県営農村地域防災減災事業

野積一期地区……………	令和3年度事業費	85,000,000円	水路整備	L=310m
野積二期地区……………	令和3年度事業費	100,000,000円	水路整備及び仮設道路造成工事一式	
平沢地区……………	令和3年度事業費	50,000,000円	水路整備	水路橋工事一式

### ■県営農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業)

上新田地区……………	令和3年度事業費	175,000,000円	用排水路整備	暗渠排水工事
	内訳:工事費	125,000,000円		
	測量試験費	50,000,000円		

### ■県営中山間地域総合整備事業

野積地区……………	事業費	45,000,000円	用排水路整備	西川倉地内
野積地区……………	事業費	60,000,000円	用排水路整備	布谷ほか地内
野積地区……………	事業費	30,000,000円	湧水処理・土層改良	西葛坂ほか地内
室牧地区……………	事業費	8,000,000円	用排水路整備	河西地内

※令和2年度から令和3年度への繰越工事で既に完成したものは記載してありません。



## 令和2年度 活動紹介

TOPICS  
1

### 地域用水環境整備事業 新田用水発電所工事 安全祈願祭・起工式

〈令和2年10月8日〉

小水力発電「新田用水発電所」工事の安全祈願祭と起工式を行いました。新田用水発電所は、地球環境にやさしい再生可能エネルギーである水力を利用し、高熊頭首工から取水している新田水路末端の排水および落差を利用して発電するものです。

この日は、県、市、県土連、地元関係者、施工業者、役員が参列し、工事の安全と順調な進捗を祈願しました。



TOPICS  
2

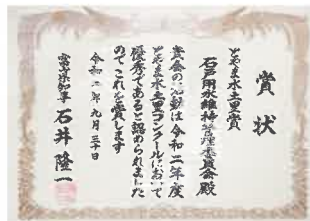
### 石戸用水維持管理委員会「とやま水土里賞」受賞

〈令和2年9月30日〉

令和2年度とやま水土里コンクールにおいて、石戸用水維持管理委員会が「とやま水土里賞」を受賞しました。この賞は、土地改良施設の有する多面的機能の発揮等、優れた維持管理活動をしている団体・個人に授与されるものです。

石戸用水維持管理委員会は、定期的に草刈りや江浚いを行い、またゲリラ豪雨や台風による大雨で施設が被災した際には、委員会において一部自力で復旧するなど、施設機能の保全を図るための維持管理の功績が認められました。

(※新型コロナウイルス感染拡大防止のため「水土里フォーラム」の開催が中止となり、表彰式のみ行われました。)



TOPICS  
3

### 保内小学校 学校田で稲刈り体験

〈令和2年9月14日〉

保内小学校前にある学校田にて、稲刈り体験を実施しました。保内小学校5年生とリンデ幼稚園の年長さんたちが参加し、昔ながらの手作業で稲を刈り取る体験をしました。



組合員の皆様へ ~事務局からのお知らせ~

## 知っていますか?

こんな時は土地改良区へ届けましょう!!

### 土地改良区への通知義務について

#### ●組合員の資格変更

公共機関(市町、農業委員会、法務局等)及び農協等の手続きだけでは、土地改良区の組合員名簿及び土地台帳等に変更できません。

1. 所有権や耕作権の移動(売買、賃貸借、交換)
2. 死亡または生前贈与等の名義変更
3. 農業者年金受給のための経営移譲
4. 住所等の変更
5. 賦課金の振替口座関係の変更

#### ●土地改良施設の他目的使用の届出

土地改良施設(用排水路・農道・橋梁等)を何らかの目的で使用する場合は「井田川水系土地改良区施設使用並びに手数料徴収規程」の定めるところにより申請し、許可を得て使用料を納付してから使用することになっています。

1. 水路への蓋(橋)架け
2. 工事に伴う水路敷の使用
3. 工事に伴う管理道路の使用
4. 電柱等の設置

#### ●関係様式

申請などに必要な様式は、当土地改良区にお問い合わせください。



## 農業用水路への 転落事故に気をつけて!!

県内の転落死亡事故のうち、約8割が高齢者です。身近な末端水路でも事故が多く発生しています。

事故にあわないための 5つの心がけ!

地域のみなさまへ  
5つのお願い

- じ 「自分は大丈夫」との意識を改め、余裕を持った行動を!
- こ 高齢者・子供たちとコミュニケーションをとって、家庭内でも声かけを!
- な 慣れた道でも、水路沿いは安全確認!
- く 草刈りや水管理など一人での作業は極力避ける、周囲からの声かけで!
- す 水路は昼と夜で危険度が違う、暗いところは特に注意!

お願いします。用水にごみや草を捨てないで!

農業用水は田畑を潤し、のどかな田園風景をつくりあげるだけでなく、防火や消雪への利用や洪水調節、親水など、私たちの暮らしを支える地域資産です。大切な用水を守り伝えていくために、ごみや草などを流さないようご協力をお願いします。

